

特定非営利活動法人粋なまちづくり倶楽部

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は特定非営利活動法人 粋なまちづくり倶楽部と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、事務所を東京都新宿区東五軒町2番2-106号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、我が国の中心市街地において失われつつある、まちの歴史・文化・空間資源等の価値を見直し、これらの保全・活用を図るためのまちづくりに関する諸事業等を実施することによって、個性豊かで情緒あふれる質の高いまちの住環境を護り育て、もって地域の健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) まちづくりの推進を図る活動

(2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(4) 環境の保全を図る活動

(5) 地域安全活動

(6) 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) 地元経済の活性化を支援するためのまちづくり事業の企画及び具体的な事業方策を開発し実践する事業

地元との連携による路地ツアーや庶民芸能を楽しむまち歩きツアー等の紹介事業

空き店舗、空き家屋、後継者問題を抱える家屋などの再生活用事業

遊休地等の活用事業

まちを広告する、まちのブランド商品の開発事業

(2) まちづくり・住まいづくりに関する市民講座、イベントの開催及び支援・共催の事業

まちづくり・住まいづくり講座、セミナー、シンポジウム等企画・開催事業

まちの祭典等の企画開催事業

(3) まちに縁ある伝統芸能、庶民芸能、伝統工芸などの紹介や継承を支援する事業

伝統芸能、庶民芸能に係わるイベント開催事業

補修・修繕の中継ぎを通して、三味線、足袋・下駄、和菓子、染め物、和家具、漆工芸など、昔ながらのまちに縁深い産業の継承を支援する事業

(4) まちづくり・住まいづくりに関する調査研究及び企画・計画・提案の事業

まちの将来像を考えるためのワークショップの開催

まちの基礎調査の実施事業

住環境整備、地区計画などの策定・提案事業

路地等の個性あるまちづくりに必要な地域施設の維持・保全に関する調査・提言事業

(5) まちづくり・住まいづくりに関する情報の収集、整理及び発信の事業

まちづくりに関する事例や手法、制度、政策等の情報収集と発信・普及事業

機関誌、研究報告、まちづくり関連書の出版事業

ホームページの開設・運営

(6) まちづくり・住まいづくりに関する相談窓口としての事業

高齢者住宅等、住まいの改善に関する相談窓口事業

住環境に関する相談窓口事業

(7) まちづくりに関するマネジメント支援事業

まちをひとつの共同事業体とみなした場合の、総合的運営法について支援をする事業

まちに必要な施設の誘致や建設、更新を支援するファシリテーション事業

市民活動の場となるワークショップの開催事業

(8) まちづくり・住まいづくりに関する市民団体の立ち上げを支援する事業

(9) 個性あるまちづくりを目的とする団体との情報交換及びネットワークの構築事業

路地のあるまちづくりを目指す団体とのネットワーク

伝統工芸の継承・普及を目指す団体とのネットワーク

まちづくりに関し同じ問題を抱える団体とのネットワーク

(10) その他の本法人の目的達成のため必要な事業

第2章 会員

(会員の種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

3 理事長は、前項の入会申込書の提出があった場合、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、入会金および会費を納入しなければならない。

2 入会金、会費の額は理事会の議決を経て別に規則において定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。

(3) 賛助会員である団体が解散し、または破産したとき。

(4) 会員が会費を1年以上継続して滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員で本法人を退会しようとする者は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合は、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

(1) 本法人の定款に違反したとき。

(2) 本法人の名譽を毀損し、または本法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出品品の不返還)

第 12 条 本法人は、会員がすでに納入した会費及びその他の抛出品品は、これを返還しない。

第 3 章 役員および顧問

(種類および定数)

第 13 条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上10人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とし、常務理事1人を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2 理事長、副理事長および常務理事は、理事会において理事の互選により定める。

3 監事は、総会において正会員のうちから選任する。

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以上の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が 役員の総数の3分の1を越えて含まれることにはならない。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事または本法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第 15 条 理事は、理事会を構成し、定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、業務を執行する。

2 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、本法人の常務を処理するとともに、この定款に定める理事長の職務を代行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前二号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な

事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を経て、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第 20 条 本法人に顧問100人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者、有識者または本法人に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問は、本法人の運営に関して理事長の諮問に答え、ま

たは理事長に対して意見を述べる。

4 第16条第1項の規定は、顧問について準用する。

第 4 章 会議

(種別)

第 21 条 本法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、本法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業報告および収支決算

(4) 役員の報酬

(5) 監事の解任

(6) 借入金 (その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第53条に置いて同じ) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(7) 解散した場合の残余財産の処分

(8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(総会の招集)

第 25 条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

3 前条第2項の規定による請求があったときは、理事長は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、理事長がこの請求のときから30日以内に会議を招集しないときは、請求をした者 (ただし、前条第

2 項第 1 号 および第 2 号の場合においては、請求をした者の代表者)は、会議を招集することができる。

(総会の議長)

第 26 条 総会の議長は、出席した理事のうちから理事長が指名する。ただし第 2 4 条第 2 項第 3 号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(総会の定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 1 0 分の 1 以上の出席がなければ議決することはできない。

(総会の議決)

第 28 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会において、第 2 5 条第 2 項または第 3 項の規定によりあらかじめ通知された 事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(総会での表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の代理人は、代理権を証する審面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

4 第 2 項の規定により表決権を行使する正会員は、第 2 7 条および前条第 1 項の規定に適用については出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数 (書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録

署名人 2 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合。

(2) 常務理事または理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった場合。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事 会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールでもって、少なくとも 5 日前までに招集通知を発信して行なわなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第 37 条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会において、第 3 4 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の 3 分の 2 以上の

同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(理事会の表決権等)

第 38 条 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により表決権を行使する理事は、第 3 6 条および前条第 1 項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および理事会において選任された議事録署名人 2 名以上が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資産

(資産の構成)

第 40 条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 資産から生じる収入

(6) その他の収入

(区分)

第 41 条 本法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 42 条 本法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

第6章 会計

(会計の原則)

第44条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第45条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第46条 本法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第47条 本法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を経た事業計画および収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既予算の追加又は更正をすることができる。ただし、変更された内容に関して、理事会は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第51条 本法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に本法人の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第52条 本法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 本法人が、この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(解散)

第55条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非常利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属先)

第56条 本法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、特定非営利活動促進法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第57条 本法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第58条 本法人の公告は、本法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第59条 本法人に、本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第60条 事務局長は、常務理事が兼務し、職員は理事長が任免する。

(組織及び運営)

第61条 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第10章 委員会

(委員会の設置)

第62条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。

3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

第11章 雑則

(実施細則)

第63条 この定款の施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、本法人が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、第14条第1項および第3項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立日から平成16年6月30日までとする。

理事長	寺田 弘
副理事長	坂本二郎
副理事長	丸茂亜矢
理事	山下 修 平松 南 保坂公人
常務理事	山下 馨
監事	佐藤雅英

3 本法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、設立日から平成16年4月30日までとする。

4 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第47条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 本法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	10,000円	
	賛助会員	個人の場合	1口1,000円 (1口以上)
		団体の場合	1口2,000円 (1口以上)
(2) 年会費	正会員	12,000円	
	賛助会員	個人の場合	1口1,000円 (1口以上)
		団体の場合	1口2,000円 (1口以上)